

日本型直接支払交付金事業に 取り組んで

日本型直接支払交付金事業は、農地や農業用施設の適切な保全を行うことを目的として実施されています。

○交付金の種類

・中山間地域等直接支払交付金

用途：急傾斜地等、耕作条件の悪い農地の保全

・多面的機能支払交付金

用途：農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援、地域資源の適切な保全管理

本町では、令和3年度末時点で、中山間地域等直接支払交付金事業では36協定、多面的機能支払交付金事業では26組織が取り組みをしています。
今回は、令和4年度に新規で多面的機能支払交付金事業の認定を受けた尾見集落協定（尾見農地環境保全会）代表の青木さんに、実際に取り組んだ感想を伺いました。



協定（活動組織）参加者が共同で農地の草刈り作業をしている様子

尾見集落協定

（尾見農地環境保全会）

代表 青木 正篤さん

○本取り組みをはじめるときっかけは何ですか？

中学卒業後郷里を離れ、大学卒業後は仕事の関係で、県外での生活は50余年、退職後、郷里に戻って荒廃した農地が多いことに愕然としました。地域の事情を伺う中でこれは何とかしなければという思いで、本事業の事を思い出し役場職員に相談しました。そこから、集落の農地所有者有志で本事業の説明を受け、活動組織を立ち上げ、何とか令和4年度からスタートすることができました。

○実際に取り組んでみてどうですか？

農地を守るための費用が、農作物の売り上げで賄えれば良いですが、実態はほど遠い状況です。本制度の活用により、具体的に言えば、草刈り機の燃料や、作業日当などを支払えるようになり、農家が個々で保全していた農地を、集落全体で守ることに繋がりました。毎回の共同作業には多くの人に参加していただき感謝しています。
また、地域外の人やボランティアも集落の農地の保全に携わることで、農業への関心も高まり、農地や農業施設の保全の機運が高まりました。



尾見集落協定
尾見農地環境保全会
代表 青木 正篤さん

○今後も農地を保全していくためにはどのようなことが必要だと感じますか？

経費的な支援も当然必要ですが、地域の農家は高齢者がほとんどです。地域外やボランティアの参加による保全活動が必要です。
また、私の集落では今のままではいずれ農業を担う人がいなくなってしまうことが危惧されますので、少しでも農業離れを抑えるため、今後は、機械の更新などの支援も受けられるよう、集落で話し合い「人・農地プラン」の作成に取りかかろうと思っています。行政や関係組織の協力のもと、農家もそれに応える取り組みをしていく必要があると思います。

問合せ先

役場山村再生課

☎ 75-3117